

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月13日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	石川県
3. 市区町村名	能美市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/contents/1001000000451/index.html

執行機関名 能美市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例(平成17年能美市条例第92号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		能美市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例別表第1 1の項 能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例(平成17年能美市条例第92号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第1条	能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例(平成17年能美市条例第92号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、心身障害者(児)、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、父母のない児童、養育者、妊産婦、乳幼児・児童、指定難病の患者並びに精神障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		能美市乳幼児等の医療費助成に関する条例(平成17年能美市条例第92号) 能美市乳幼児等の医療費助成に関する規則(平成17年能美市規則第48号)